

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

琴浦町長様 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)						※市町村 処理欄	現年度	新年度
		名称(氏名)						特別徴収 指定番号		
		法人番号又は個人番号						担当者 連絡先	所属	氏名
								電話番号		

給与所得者	氏名			給与の支払いを受けなくなった後の住所						個人番号				
	受給者番号		生年月日	退職した年の1月1日現在の住所										
(ア)特別徴収 税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			※市町村 処理欄	年度	入力日				
円	月分 から 月分まで	円	月 年 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 ⇒ A欄へ 2. 一括徴収 ⇒ B欄へ 3. 普通徴収 ⇒ C欄へ			事変通		個変通				
	円							事納		個納				
								事個変通		発送日				

A. 特別徴収継続

(ウ)の未徴収税額を新しい勤務先が給与から徴収する

新しい勤務先	所在地	〒	
	名称		
	電話番号	-	-

上記勤務先へ月割額 _____ 円を
_____ 月分より徴収するよう連絡済です。

※市町村 処理欄 指定番号: _____

B. 一括徴収


(ウ)の未徴収税額を退職時に一括して徴収する。

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計
.	円	円
.	円	

_____ 月分(月 日納期)で納入

12月31日までに一括徴収の申出をされた方の承諾印をお願いします。
※1月1日以降は不要。

(申出日: 月 日)

異動者印 

C. 普通徴収(一括徴収できない理由)

(ウ)の未徴収税額を本人が払う。

- 異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。
- 1月1日以降の給与、退職手当が上記の(ウ)の未徴収税額以下のため。
- 死亡による退職のため。

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。
◎用紙が不足した場合は、コピーして使用して下さい。

翌年一月一日以後の異動分については必ず未徴収税額を一括徴収してください。